

別記 個人情報の保護に関する事項

本協定による業務の処理に当たっては、次の事項を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならないものとする。

1 秘密の保持

(1) 乙は、当該協定による事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該協定の有効期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 事務従事者への周知

乙は、その事業に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項の周知を図らなければならない。

(3) 漏えい、滅失及びき損の防止

乙は、当該協定による事業に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 再委託の禁止

乙は、当該協定による事業を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の指示又は承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

3 個人情報の目的外利用・提供の禁止

当該協定による事業に関して知り得た個人情報を当該事業を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

4 個人情報の管理

乙は、当該協定において利用する個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室の管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写し

ないこと。

- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

5 事故発生時等の対応

乙は、当該協定に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。協定の有効期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

甲は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

6 定期報告及び緊急時報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

7 立入検査等に関する事項

甲は、当該協定に係る個人情報の取扱いについて、当該協定の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

甲は、上記の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は当該業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

8 資料等の返還等

乙は、当該協定による事業のために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の有効期間終了後

直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、すべての個人情報記録された資料等を返還したことの確約書を提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

9 電子情報の授受及び搬送

乙は、個人情報記録された記録媒体を甲との間で授受する場合は、手渡しで行わなければならない。

乙は、甲から貸与され、又は作成した個人情報記録された記録媒体を搬送する場合は、盗難を防止する対策を講じなければならない。

乙は、当該記録媒体を硬質のケースに入れる等、記録媒体を物理的に保護するための対策を講じなければならない。

10 乙における電子情報の保管及び廃棄

乙は、個人情報記録された記録媒体を廃棄する場合は、当該媒体に記録された情報資産をいかなる方法によっても復元できないよう破壊又は消去する等、情報漏えいのないよう処理するとともに、処理日時、担当者及び処理内容を甲に報告しなければならない。

乙は、端末機等の情報機器を貸借期間終了及び保守等により交換又は廃棄する場合は、当該機器のハードディスク等に記録された個人情報をいかなる方法によっても復元できないよう破壊又は消去する等、情報漏えいのないよう処理するとともに、処理日時、担当者及び処理内容を発注者に報告しなければならない。

11 個人情報保護マニュアルの遵守

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、取り扱う個人情報の取得、利用又は提供の方法などを定めた、個人情報保護に関するマニュアル（以下「個人情報保護マニュアル」という。）を遵守しなければならない。

12 従業者に対する教育の実施

乙は、個人情報保護マニュアルに基づき従業者（派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。）に対して個人情報に関する教育を実施し、個人情報の保護に努めなければならない。

13 派遣労働者等の利用時の措置

乙は、当該協定事業を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

14 個人情報の責任者及び取扱者

乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、不正利用又はき損の防止そ

他の個人情報を安全に管理するため、個人情報を取り扱うことができる者（以下「取扱者」という。）を制限し、さらに取扱者を監督する責任者を選任しなければならない。

1 5 契約解除

甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する協定の全部又は一部を解除することができる。

乙は、上記の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

1 6 損害賠償

乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。